

令和 7 年 5 月 28 日

電力・ガス取引監視等委員会

容量市場2025年度追加オークション(対象実需給年度:2026年度) に係る事前監視の結果について

電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」といいます。)は、本年6月に電力広域的運営推進機関において実施予定の「容量市場2025年度追加オークション(対象実需給年度:2026年度)」(以下「追加オークション」といいます。)に応札を予定している特定の事業者について、「売り惜しみ」を防止するため、事前監視を行いました。

今般、事前監視の結果を取りまとめましたので、以下のとおり公表します。

1. 監視の観点(市場支配力を有する事業者の監視)

- ・ 容量市場において市場支配力を有する事業者が、正当な理由なく、電源を応札しない又は期待容量¹を下回る容量で応札すること(売り惜しみ)や、電源を維持するために必要な金額を不当に上回る価格で応札すること(価格釣り上げ)によって、本来形成される約定価格よりも高い約定価格が形成される場合には、小売電気事業者が支払うべき容量拠出金の額が増加し、ひいては電気の利用者の利益を阻害するおそれがあります。
- ・ そのため、委員会は、「容量市場における入札ガイドライン」に基づき、オークションへの応札前後において、市場支配力を有する事業者による「売り惜しみ」や「価格釣り上げ」といった問題となる行為²を防止するため、「事前監視」及び「事後監視」を実施することとしています。
- ・ 今般、追加オークションについて、下記2. のとおり、「売り惜しみ」に係る事前監視を行いました。

2. 売り惜しみの事前監視

- ・ 売り惜しみの事前監視では、追加オークションに応札しない電源が、以下の、売り惜しみに当たらない正当な理由(以下「正当な理由」といいます。)のうち、「⑤ 上記のほか、容量市場オークションへ参加できないやむを得ない理由がある場合」に該当するかどうかについて監視することとしており、当該電源の有無について、委員会から市場支配力を有する事業者に対して確認しました。

¹ 設備容量のうち、実需給年度において供給力として期待できる容量。

² 追加オークションにおける事前監視の対象は「売り惜しみ」のみ(「価格釣り上げ」は事前監視の対象外)。事後監視の対象は、「売り惜しみ」及び「価格釣り上げ」。

【売り惜しみに当たらない正当な理由】

- ① メインオークション応札受付開始時点ですでに1年以上休止しており、かつ実需給年度においても休廃止予定である場合
- ② 実需給年度において、休廃止以外の理由（補修工事等）や将来的な運転再開を予定する脱炭素化を目的とした工事等を伴う休止によって、リクワイアメント³を達成しうる稼働見通しが不確実である場合
- ③ メインオークション応札受付開始時点より1年以上前に「実需給年度までに廃止が決定した」旨を公表している場合
- ④ 実需給年度において FIT 認定を予定しているなど、入札対象外電源となる見込みがある場合
- ⑤ 上記のほか、容量市場オークションへ参加できないやむを得ない理由がある場合

- ・ 委員会からの確認に対し、2事業者から3電源について申出があったところ、当該3電源について、当該2事業者から、正当な理由のうち⑤に該当すると考える理由の説明と根拠資料の提出を求め、合理性を確認しました。
- ・ その結果、申出のあった3電源について、正当な理由のうち⑤に該当することを確認しました。
- ・ なお、追加オークションに応札しなかった又は期待容量を下回る容量で応札した電源が、正当な理由のうち①～④に該当するかは、応札受付期間終了後に、事後監視で確認予定です。

（以上）

（本発表資料のお問合せ先）

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 事務局
取引監視課長 下津
担当者：小松、北田、齋藤、野崎、中田
電 話：03-3501-1552（直通）

³ 電源の維持・運営等のために必要な一定の期間を超えて、電源の停止又は出力低下をしないこと等。